



一般社団法人日本フードサービス協会

# JF ニュースレター

「アレルギーを含む食品」として「アーモンド」が

「特定原材料に準ずるもの」に追加されました 2019.9.26

消費者庁は、「平成30年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」を踏まえ、「アーモンド」を「アレルギーを含む食品」として「特定原材料に準ずるもの」に追加しました。

これにより、食品表示基準で表示が義務付けられている特定原材料が7品目、表示が推奨されている特定原材料に準ずるものが21品目となります。

なお、2013年に、カシューナッツ及びゴマが「特定原材料に準ずるもの」追加された際は、1年間の移行期間がありましたが、今回は、表示推奨品目であるとして移行期間が設けられておりません。

メニューやホームページ等で、「特定原材料に準ずるもの」について自主的に情報を提供している場合は、アーモンドが対応出来るまでの間の情報提供に、誤解を招かないように注意する必要があります。

## 【特定原材料】（表示の義務があるもの）

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

## 【特定原材料に準ずるもの】（表示が推奨されているもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

消費者庁の公表は、食の安全・安心財団ホームページから確認出来ます。

<http://anan-zaidan.or.jp/news/allergie.pdf>

※この件については、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせはJF 事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）にお願いします。